

参考資料4 財政収支見通しの補足資料

財政収支見通しの実施方法

①資金計画

時間計画保全あるいは状態監視保全の考え方により算定した事業化計画（年度別の建設改良事業を設定したもの）に基づき、その財源を設定する資金計画を策定する。財源には企業債（借入金）と自己資金（事業が保有している資金）、補助金などがあり、これらをバランスよく設定することが重要である。

企業債に多く依存してしまうと将来の企業ユーザーへの負担が大きくなってしまい、自己資金に多く依存してしまうと事業経営の破たんを招く危険がある。

補助金は、交付要件を踏まえ、可能な限り制度を活用して計上するものとする。

②減価償却費計画

将来の減価償却費は、以下に示す（a）既往分と（b）将来分の和を算定し計上する。

（a）取得済み資産の減価償却計画値

（b）今後新規に取得する資産の減価償却計画値

（a）は、固定資産管理台帳等のデータを利用して把握する。

（b）は、事業化計画で資産（施設等）の取得予定が把握できるので、それらに見合った耐用年数で減価償却計算を行う。最も一般的な定額法に基づいた算定式は、以下に示すとおりである。

$$\text{新規分の単年度減価償却費} = \text{建設改良費（税抜）} \times 90\% \times \text{償却率}$$

上式の償却率を求める際、地方公営企業法施行規則別表第二号（有形固定資産の耐用年数）に従い、施設の種別別に細かく設定する方法もあるが、下表に示す3種類に区分して一体で償却する方法が簡便で求めやすい。

表1 構築物又は機械及び装置を一体として償却する場合の区分と耐用年数

構築物又は機械及び装置	耐用年数	定額法償却率
水道用又は工業用水道用構築物のうち、取水設備、浄水設備、配水設備及び橋りょう	58年	0.018
水道用又は工業用水道用構築物のうち、配水管及び配水管附属設備	38年	0.027
水道用又は工業用水道用機械及び装置のうち、電気設備、ポンプ設備、薬品注入設備及び滅菌設備	16年	0.062

※地方公営企業法施行規則（20121225 総務省令第107号）別表第二号注一及び別表第四号より

また、減価償却費の算定対象は、施設の工事費だけではなく、間接的な事業費である人件費、調査費（設計・測量等）、事務費など、建設改良費として計上されている資本的支出のすべてを含む。よって、間接的な事業費は、必要に応じて按分するなど、どの施設を整備するためのものか明確にし、これらの金額を含めて減価償却の計算を行う。

③企業債償還計画

①の資金計画により企業債償還額（借金の返済額）が決定され、支払利息（収益的支出）や企業債償還元金（資本的支出）が計上される。

将来の支払利息及び企業債償還元金は、以下に示す（a）既往分と（b）将来分の和を算定し計上する。

（a）発行済み企業債の償還計画値

（b）今後新規に発行する予定の企業債償還計画値

（a）は、借入時の償還計画データを利用して把握する。

（b）は、別途策定する企業債の発行計画に基づき、その将来の償還額を計上する。

借入条件として、借入先（財務省／地方金融機構／民間銀行など）により償還年数や借入利率が異なるが、計画上は以下に示す最も一般的な条件などで設定する。

○借入条件例：償還年数 30 年、据置期間 5 年、半年賦元利均等償還方式

企業債の借入利率は、直近の金利などを参考とし適宜設定する。

④収益的収支（純利益）

その他の収入及び費用の見込みと合わせて、計画期間内において純利益の動向について評価を行う。なお、資産維持費を導入する（している）場合、純利益に計上されることから、これを適正に管理することが必要である。

以下に代表的な科目の設定方法について示す。

（a）料金収益（料金改定を行わない場合）

責任水量制の場合、新規又は撤退ユーザー企業が計画されていて、責任水量に増減が生じる場合は、その収益見込みの変更を考慮し将来の料金収益を計上する。特に予定がない場合は、将来ともに一定額を計上する。

二部料金制の場合、実使用水量の需要予測結果を用いて、工業用水道料金の収益を計上する。基本料金と従量料金に分けて推計し、これらを合算することにより、将来の料金収益を計上する。また、需要予測を行う際には、以下に示す点について十分に留意し、適切な予測を行う必要がある。

表 2 需要予測の留意点

1. 需要予測は、社会経済情勢の変化を考慮するとともに、既に立地企業が明らかな場合はその企業からヒアリング等を行っていること。
2. 需要予測に用いる数値は利用可能な最新の数値を使用し、用いた数値等の根拠や算出過程を明確にしていること。
3. 過去に実施した需要予測と実績値がかい離している例がある場合は原因分析を行い、その結果を今回の需要予測に活用していること。

※工業用水道事業費補助金交付要綱（20130226 財地第1号）別表4より抜粋

(b) その他収入

料金収益以外の収入は、必要に応じてその増減額を設定する。

(c) 人件費

人件費は、職員定数管理計画などにより、職員数の見通しを明らかにし、それを基準として計上する。

または、施設の新設・統廃合や合理化（新たな外部委託の実施など）に伴う人員配置の変更の可能性があれば、それに伴う職員数の増減の見通しを立てる。

なお、昇給率を考慮する場合は、人事院勧告などを参考とする。

(d) 動力費及び薬品費

動力費及び薬品費は実使用水量の大小で費用の規模が決まることから、実績から単位水量あたりの原単位を算定して、将来の実使用水量との積で求める。

なお、動力費及び薬品費に関しては、工業用水の配水方法（ポンプ出力の変更、水処理方式の変更など）を将来変更する計画であれば、適宜増減を考慮する必要がある。

(e) その他費用

今後の委託化や業務効率化に向けた取り組み内容を把握した上で、必要に応じてその増減額を設定する。

⑤資金残高

実績直近の資金残高（明確となっていない場合は、流動資産と流動負債の差額）を基準にして、下表に示す費用の積立（資金がプラス）及び補てん（資金がマイナス）を行うことで毎年度末の資金残高を計算し、これを目標年度まで繰り返し計算し、資金残高を把握する。

表3 内部留保資金の積立及び補てんのルール

区分	内容	
積立	・当年度利益	当年度の3条利益（税抜き）
	・当年度損益勘定留保資金	当年度の減価償却費と資産減耗費の和
	・当年度消費税及び地方消費税 資本的収支調整額	資本的収支のみでの消費税の差額 （仮払消費税から仮受消費税を控除した金額）
補てん	・資本的収支不足額	当年度の4条不足額（税込み）

* 特定収入

資本的収入のうち補助金、工事負担金は、通常不課税で特定収入となるので、仕入控除から控除する必要がある。ただし、名目が「出資金」であれば控除されないなど取り決めがあるので留意が必要である。

資金の積立及び補てんのイメージは、以下に示すとおりである。

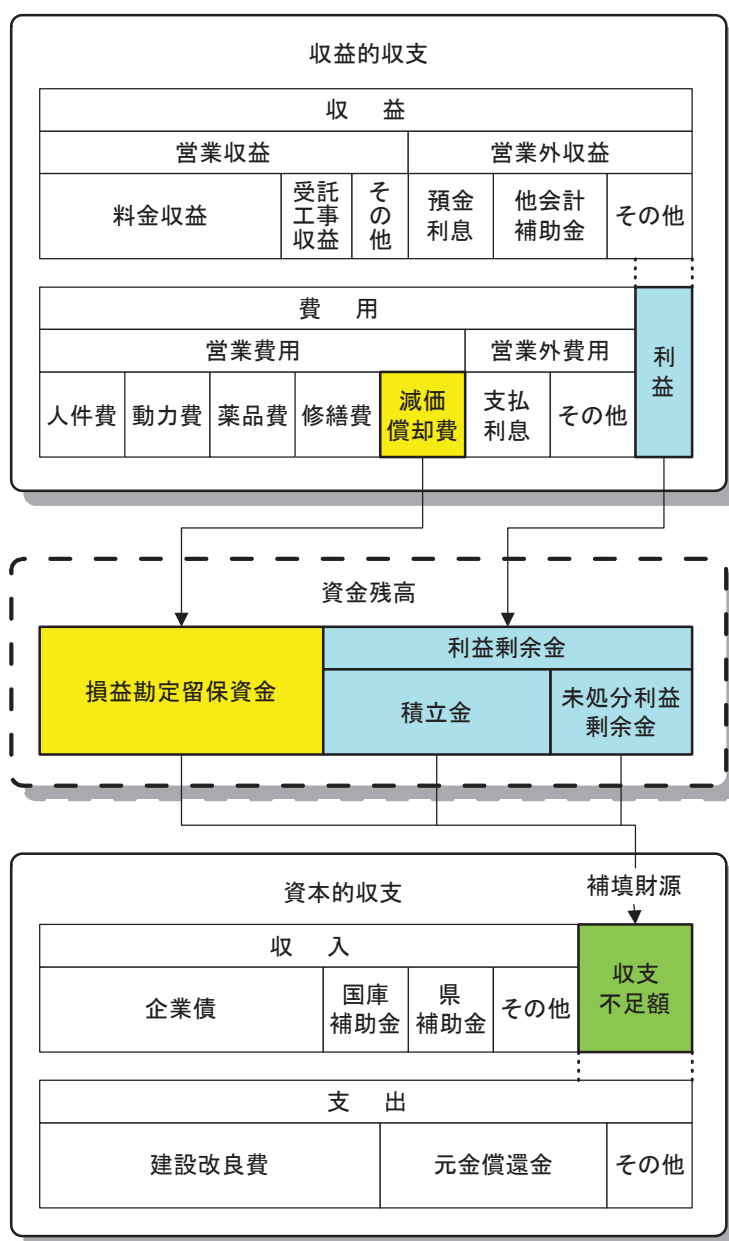


図1 資金の積立及び補てんのイメージ

⑥料金改定計画

財政収支見通しの結果から、収益的収支の赤字の発生や資金不足が見込まれる場合は、工業用水道料金の値上げについて検討していく必要がある。

将来的に料金改定を計画する場合には、料金改定後の給水収益の増加率を「平均改定率」と定義して、料金改定時の増収の状況を想定する。その改定後の目標例は、以下のような設定を行うものとする。

・改定後の目標

- ①工業用水道料金を改定し、独立採算性の確立、適正利潤の確保を図るため、目標策定期間内において純利益が確保できること。
- ②資金の増強を図り、経営の安定化に資するため、資金残高が現状を下回らないこと。

財政収支見通しの検討は下図のフローに従って実施する。事業化計画、経営効率化計画、費用見通し、収益見通し等を試算して必要な資金の確保策を検討する。

ただし、検討の結果、平均改定率が高すぎて現実的な料金改定とならない場合など、改定後の目標を達成しない見通しのときは、事業化計画までフィードバックして再検討を行い、目標を達成可能な計画となるまで検討を続ける。

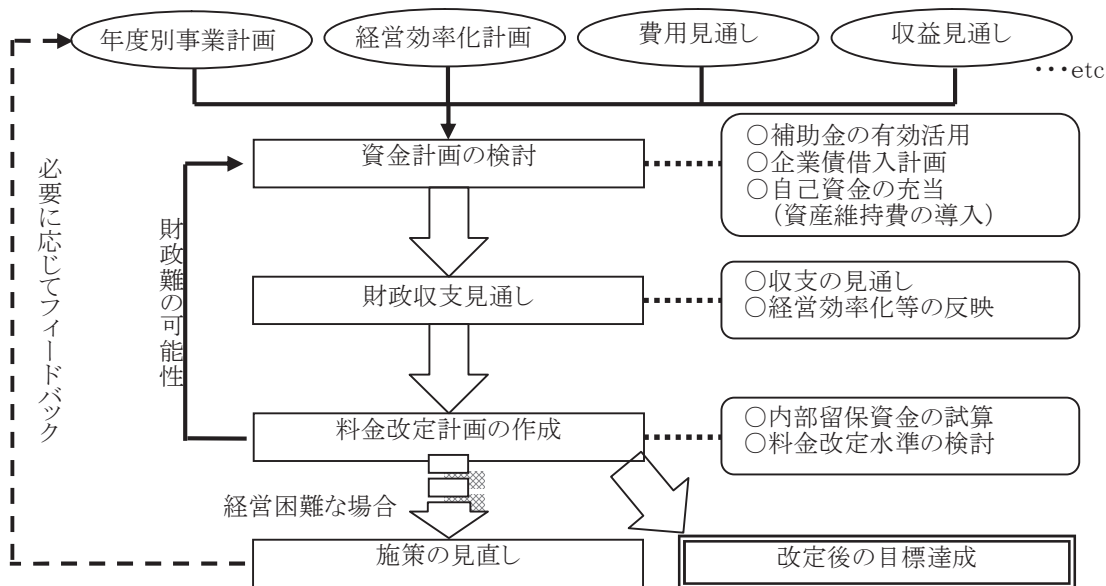


図2 収支見通しの評価手順（例）